

令和2年6月30日
全国健康保険協会

懲戒処分の公表について

全国健康保険協会は、令和元年12月に行った懲戒処分を下記のとおり公表します。

記

被処分者	処分 量定	処 分 年月日	事案の概要
支部職員3名	戒告	令和元年 12月23日	事業の実施に当たり、会計事務の実施方法について十分な検討を行わず、部下に対して適切な指示を行わなかった結果、会計規程違反を発生させた。

※ 全国健康保険協会では、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち懲戒解雇、諭旨解雇、降格又は停職である懲戒処分は、公表することとしています。（プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除く。）なお、軽微な事案については、一定期間ごと一括して公表することとしています。

以上